

# 定 款

2023年3月2日現在

**キッセイ薬品工業株式会社**

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社はキッセイ薬品工業株式会社と称し、英文では、K I S S E I P H A R M A C E U T I C A L C O., L T D. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、動物用医薬品、工業薬品、試薬、農薬その他各種薬品類、食品、食品添加物、酒類、天産物、飼料、飼料添加物、肥料、各種化学製品類、衛生用品、家庭用品、計量器、機械器具、紙類、紙器製品、及び合成樹脂製品の製造売買並びに輸入輸出。
2. コンピュータ及び通信に関するソフトウェアの設計、開発業務並びに情報処理業務の受託。
3. ソフトウェア、蓄積データ、ハードウェアの売買及び賃貸借並びに輸入輸出。
4. 一般土木建築工事業及び不動産の管理、売買並びに賃貸借。
5. 倉庫業及びホテル、旅館、レストランの経営並びに観光に関する事業。
6. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業。
7. 経営コンサルタント業。
8. 前各号に関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を長野県松本市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、227,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取

引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げられた権利
2. 剰余金の配当を受ける権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する請求をする権利

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主権の行使に関しては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で別に定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(開催場所)

第14条 株主総会は、本店の所在地又は隣接する地において開催する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

第20条 当会社の取締役は14名以内とする。

(選任の方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以

上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、当会社を代表する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(名誉会長、相談役、顧問、嘱託)

第26条 当会社は取締役会の決議により、名誉会長、相談役、顧問及び嘱託を置くことができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

(員 数)

第31条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任の方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠の監査役の予選の効力)

第33条 補欠の監査役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。ただし、予選の決議においてこれより短い期間を定めることができる。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、予選により選任された監査役の任期については、退任した監査役の任期の満了するとき又はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときのいずれか早い時期までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催す

ることができる。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当会社は会計監査人を置く。

(選任の方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をす

ることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3か年を経過しても受領されないときは、当会社は支払いの義務を免れる。